

平成 22 年 4 月 6 日
証券取引等監視委員会

平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要

1. 証券検査基本方針

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化

- ～ 対象業者の拡大・増加、世界的金融危機の経験（国際的に活動する業者の経営危機）、IT システムの金融商品取引への浸透等
- ⇒ リスク・ベースの検査計画、予告検査の導入、監督部局のモニタリングとの連携強化等による効率的・効果的な検査の実施や、リスク管理態勢の検証の充実等により、環境変化へ対応
- ⇒ 併せて、取引の公正確保のため、法令違反の有無、個別問題点の背後にある内部管理態勢の検証に引き続き注力

検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取り組み

- ① リスクに基づいた検査実施
- ② 実効性のある検査実施
予告検査の導入、内部管理態勢等の適切性の検証、双方向の対話の充実
- ③ 関係部局等との連携強化
検査・監督部局（含む外国当局）、自主規制機関、捜査当局等
- ④ 検査マニュアルの策定・見直し

(2) 重点検証分野

- ① ゲートキーパーとしての機能発揮
顧客管理・売買審査等の市場仲介機能、法人関係情報の管理、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為
- ② 内部管理態勢等に係る検証
内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性、システムリスク管理態勢の整備状況
- ③ 投資者保護等の観点からの検証
投資勧誘の状況、投資運用業者等の業務の適切性、ファンド業者の法令遵守状況、投資助言・代理業者の法令等遵守状況
- ④ その他
自主規制機関の適切な機能発揮、新たな検査対象（信用格付業者）・金融商品等

2. 証券検査基本計画

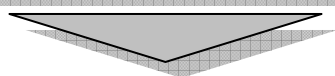
1. 基本的考え方

(1) 原則

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者
⇒ 原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等を検証
- ② 上記以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行う業者等）
⇒ 検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断。

(2) 財務局等監視官部門との連携

- ・ 証券監視委と財務局等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的に検査実施
- ・ 証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において財務局等監視官部門をサポートし、一体的に検査に取り組む。



2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む） 及び投資運用業者	150 社 （うち財務局等が行うもの 110 社）
投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、 金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施